

# 天川

Tenkawa



# 新春

1

フラワーアレンジメント教室で  
お正月飾りをつくりました

No.587

2026年1月1日発行

天の国 木の国 田の国



高 車 谷 重 天川村長

新年あけましておめでとうございます。皆様には、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃より本村の行政運営に関しましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和7年は、とても穏やかな一年であります。本村に於いては大きな災害の無い年でした。が、南海トラフ地震は何時発生するか分かりません。また台風についても地球全体の動きの中で連続して天川村が襲われる可能性がありますので、災害への備えは必要であると考えます。

取組みを行つて参りました。

主要な事業を挙げますと、「道路整備」に関しましては、整備の遅れております県道・国道の改良について要望活動等を精力的に進めて参り、特に主要地方道高野天川線においては、各所に狭隘箇所が点在し、生活道・観光道の両面から速やかな改良整備が望まれております。併せて事業の改良工事が実施されております。併せて事業促進のため、国土交通省への要望活動も行い、一日も早い道路整備の推進をお願いした次第で

す。大峰山公園線においても引き続き狭隘箇所解消のための改良工事実施が行われております。国道309号中越→北角区間については、用地立会・用地測量・詳細設計を順次進めております。地方道の中では異例といわれるほどの個所付けを頂いているところです。

次に「産業振興」に関して、令和3年度より洞川地区の県有林伐採跡地で行つております「キハダの森プロジェクト」については、事業の趣旨に賛同して頂ける企業や理解者の方々と協定して総面積28ヘクタールに及ぶ植樹などの実務体験と雇用促進に取り組みながら、更なる事業の深化を行つています。

「農業・水産業分野」では、村の特産品として開発中である洞川夏イチゴ生産事業、トラフグの陸上養殖事業については、集落支援員事業などを積極的に活用し、夏イチゴについては異常とも言える高温の中でも安定的な収穫を目指し、トラフグの陸上養殖に於いては安定的な養殖体制の確立を目指しております。今後はこの事業を通じた雇用から定住の促進を図りたいと考えます。

次に「観光促進」の分野では、令和7年度は早々の梅雨明けということもあります例年以上の観光客の入込があり、これまで天川村の観光入込客は70万人程度と推計しておりますが、令和7年度は100万人をゆうに超える勢いであります。特に観光シーズンとなる夏休みの土日は、川合交差点や村内主要観光スポット周辺に於いて慢性的な交通渋滞が発生するオーバーフローの状態となりました。村民の生活と観光産業のバランスを取りながら、発展ある観光づくりを行いたいと考えております。

最後になりますが、健全な行財政運営を図ると共に地域活性化に向けて取り組んでまいります。村民の皆様には、変わりませぬお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

また、村民の健康増進を目的に令和6年度から開始しました帯状疱疹ワクチン及び新型コロナワイルスワクチン接種の無償化事業は定着し、

令和八年一月一日

天川村長 車 谷 重

# 簡易水道整備促進全国大会・要望活動

村長だより



▲大会決議を宣言する車谷村長

また、19・20日(水・木)の2日間で、奈良県簡易水道協会会長も務める車谷村長を筆頭に、奈良県選出の国会議員や昨年より所管省庁となつた国土交通省に対し、次年度の予算確保と簡易水道の必要性、さらに地域実情を踏まえた要望活動を実施しました。

- 簡易水道事業に対する地方財政措置の充実
- 簡易水道の運営に向けた支援の拡充強化
- 簡易水道関係事業債の必要額の確保
- 水道関係予算の所要額及び事項要求等の満額確保
- 簡易水道施設整備費の補助制度の拡充

車谷村長は全国簡易水道協議会副会長として、次の事柄を推し進めるために一致団結して課題解決に向けて進んで行こうと大会決議を宣言しました。



▲田野瀬衆議院議員への要望



▲総会の様子

お知らせ

## 村税等の納期について

2月2日（月）は、

### 住民税第4期・国民健康保険税第7期・後期高齢者医療保険料第7期

の納期限日です。

お手元の納付書により納付をお願いします。口座振替の方は、預金の準備をお願いします。納期内の納付にご協力ください。納期内の納付は、徴収経費の削減につながります。

# 全国山村振興連盟 通常総会

11月19日(水)に東京で開催された全国山村振興連盟通常総会に、車谷村長が参加しました。

近年、人口減少・高齢化・集落機能の衰退・自然災害等で厳しさが増す中、山村が衰退することは地方の衰退に繋がります。

そこで山村地域の活性化を推進するため、次の事柄の実現に向けて強く要望していくことを確認しました。

- 移住政策・観光政策等の充実
- 災害復旧の推進と防災力の強化
- 多面的・公益的な機能の持続的な発揮
- 公共事業の推進等

できごと  
11/22

## 第66回吉野郡民体育大会開催 ～川北勤さんが2位に入賞～



清々しい秋晴れのなか、第66回吉野郡民体育大会グラウンドゴルフ部門が11月22日(土)に川上村健民運動場において行われ、本村からは6名が出場しました。選手の皆さんは日頃の練習の成果を発揮され、大健闘の結果、川北勤さんが個人部門で2位に入賞されました。

川北さんはこの日、ホールイーンワンを2本出されたのですが、2度目の際には、「すごいな!」「優勝できるんじゃない?」といつた声が、一緒にコースを回っている他町村の方から聞こえてきており、大変盛り上がっている様子でした。

本大会では勝敗を決めるだけでなく、他町村の皆さんと一緒にプレーすることで新しいつながりを持つことができたなど、交流を深めることでよい機会になつたのではないかと思います。参加していただきました選手の皆さん、ありがとうございました。



できごと  
11/16

## 「村民力カローリング交流大会」開催



11月16日(日)、てんかわ天和の里において、天川村スポーツ推進委員協議会主催の村民力カローリング交流大会が開催されました。

カローリングは氷上のチェスと呼ばれるカーリングの室内版で、相手の考えを読みだり狙いを定めたりと戦術が非常に重要なスポーツです。

当日は6チームに分かれて団体戦を行い、試合状況を通して相手の意図、狙いを読みながら戦略を練る熱い戦いが繰り広げられました。的の真ん中に止める正確な投球、一投で大きく状況が変わるゲ임展開を楽しむ中で、「このあたりに投げれば勝てる!」「どこに投げれば良いと思う?」といった声がチーム内に飛び交い、皆が競技に熱中している様子でした。

今年の参加者は子どもから大人まで過去最高の23名で、8年前から継続しているカローリング普及活動の成果が実感できる大会となりました。

チーム内でコミュニケーションを図りながら進めるカローリングは子どもからお年寄りまで楽しめる多世代交流型のスポーツとなっています。来年も開催予定ですので、皆さん是非ご参加ください。



できごと  
11/28



## 農業委員会だよりー さつまいも掘り



今年も恒例の天川小中学校1・2年生がさつまいも収穫に来てくれました!! みんなで力を合わせてさつまいも掘りを楽しむことができました。

児童たちは一人1~2個ずつのかつまいもを持って帰り、残りは給食でみんなに食べてもらう予定です。



できごと  
12/9



大阪プロレス天川村大会実行委員会のゼウス氏・水口周二氏が、寄付金を携えて天川村役場を表敬訪問されました。同大会は村長はじめ関係者の協力と村民の温かい声援に支えられ大成功を収めたことが伝えられました。

また、子どもや高齢者のほか、地域の活性化のために役立ててほしいとの思いを込めて、皆様から大会のために集められた協

## 大阪プロレス表敬訪問



賛金の一部を寄付金として贈呈されました。

天川村では、いただいた寄付金を子ども子育て支援や老人福祉をはじめとする地域振興のために有効に活用していきます。

## 天川村災害対策本部訓練を実施しました



▲訓練の様子

11月29日(土)～30日(日)に、天川村山村開発センター大ホールにおいて天川村災害対策本部訓練を実施しました。本訓練は、南海トラフ地震の発生を想定し、大規模災害時ににおいて迅速かつ的確な初動対応を行うことを目的として実施したものでした。

昨年度に実施した同訓練では、災害発生時の基本的な対応手順や情報共有の流れについて確認ができた一方、災害発生直後に少人数で対応する場合の行動や職員の参集行動に課題が残りました。

今年度の訓練では、昨年の課題を踏まえ、災害発生後に職員

が役場へ順次参集し、限られた人数での災害対策本部の開設及び運営を行う状況を想定した訓練を実施しました。

訓練では、災害発生に伴い参集連絡を受けた職員が自宅から役場へ参集し、到着した職員から順に庁舎の安全確認を行い、その後、災害対策本部の運営に必要な物品等を調査し、災害対策本部を開設しました。そして、状況付与式のロールプレイング図上訓練による災害対策本部運営訓練を行い、限られた人数の中での被害状況の整理や意思決定等の確認を行いました。

本訓練を通して、職員参集の連絡方法や限られた人数での災害対策本部運営の確認ができましたが、実際に災害が発生した場合にはあらかじめ参集する準備が整っている訓練とは異なり、参集できる職員数が少なくなることは想定されるため、より厳しい条件下での対応になると思われます。

天川村では、次年度以降も継続的に訓練を実施し、災害に強い体制づくりに努めてまいります。

訓練では、災害発生に伴い参集連絡を受けた職員が自宅から役場へ参集し、到着した職員から順に庁舎の安全確認を行い、その後、災害対策本部の運営に必要な物品等を調査し、災害対策本部を開設しました。そして、状況付与式のロールプレイング図上訓練による災害対策本部運営訓練を行い、限られた人数の中での被害状況の整理や意思決定等の確認を行いました。

本訓練を通して、職員参集の連絡方法や限られた人数での災害対策本部運営の確認ができましたが、実際に災害が発生した場合にはあらかじめ参集する準備が整っている訓練とは異なり、参集できる職員数が少なくなることは想定されるため、より厳しい条件下での対応になると思われます。

天川村では、次年度以降も継続的に訓練を実施し、災害に強い体制づくりに努めてまいります。

## さくら広域衛生組合 物品・製造・役務等の入札参加資格審査申請を受け付けます

令和8・9年度『さくら広域環境衛生組合が発注する物品購入または製造の請負、役務契約』(ただし、建設工事、測量及び建設コンサルタントについての契約を除く)にかかる指名競争入札参加資格審査申請の受付を行います。審査を希望する場合は、次の手続きに従い書類を作成のうえ、期限内に提出してください。	●受付期間	●申請方法	●提出部数
さくら広域環境衛生組合は、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村及び東吉野村の一般廃棄物(ごみ)を共同処理する一部事務組合です。	1月19日(月) ～2月20日(金) 午前9時～正午、 午後1時～5時 (時間厳守) ※土曜日、日曜日、祝日は除きます。 ※期間が過ぎた場合は受付できません。	さくら広域環境衛生組合事務局 電話 0746-47-2215 〒639-3121 大淀町西増596-3	申請用紙については、さくら広域環境衛生組合で配布します。また、大淀町ホームページからもダウンロードできます。



## 中学生の「税についての作文」受賞者について

氏名	学年	題名	賞名
辰巳 耀星	9年	「身の周りの税」	天川村長賞
柳谷 保乃果	9年	「未来を繋ぐ、税の力で」	奈良県租税教育推進連絡協議会長賞
中西 優華	9年	「税の使い道」	吉野税務署長賞
柳谷 希実	8年	「税でつなごう希望の未来」	公益社団法人吉野納税協会会長賞

全国納税貯蓄組合連合会及び国税庁が令和7年度中学生の「税についての作文」を募集したところ、多数の応募があり、本村からは次の4名の方の作品が特に優秀と認められ、各賞を受賞されました。おめでとうございます。

# 1日天川村長・吉野税務署長委嘱状交付式

天の川もみじまつり初日の  
11月8日(土)、「1日天川村  
長・吉野税務署長委嘱状交付  
式」が天川村役場村長室にて  
行われました。

令和7年度中学生の「税に  
ついての作文」で各賞を受賞  
された天川小中学校の生徒が  
1日間、天川村長・吉野税務  
署長として税の広報活動など  
を実施しました。



## お知らせ

## 選挙人名簿の登録について

令和7年12月1日(月)、山村開発センター会議室において選挙管理委員会が開催され、選挙人名簿の定時登録が行われました。

今回の定時登録による選挙人名簿者数は、次の表のとおりです。

	男	女	合計
R7.9.1 の選挙人名簿登録者数（定時登録）	504	561	1,065
名簿抹消者数	5	5	10
名簿登録者数	3	3	6
R7.12.1 の選挙人名簿登録者数	502	559	1,061

# 令和8・9年度 天川村競争入札参加資格審査申請書提出要綱

天川村が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等並びに物品購入・役務提供等の競争入札及び随意契約に参加を希望される方は、申請要領に基づき登録申請して下さい。

## 受付期間

2月2日(月)～2月27日(金)  
(土・日・祝日を除く。  
午前9時～正午、午後1時～5時)

## 提出場所

〒638-0392  
奈良県吉野郡天川村沢谷60番地  
天川村役場 企画観光課  
☎0747-63-0321 (内151)

## 提出方法

持参・郵送どちらでも可。  
(郵送の場合は2月28日までの消印有効)  
※郵送の場合は受領書返信のため、返信用  
の封筒(切手を貼ったもの)かハガキを  
同封してください。

## 有効期限

令和8・9年度

## 申請様式

国土交通省統一様式(A4版)または、  
天川村ホームページより様式をダウンロー  
ドして下さい。

## 建設工事

### ○提出書類(必須提出書類)

※A4版ファイル綴じ(色指定-緑色)  
①一般競争(指名競争)入札参加資格審査  
申請書  
②営業所一覧表  
③業態調書  
④委任状(支店等に権限を委任する場合に  
限る)  
⑤経営審査事項結果通知書(写し)  
※最新の経営審査事項結果通知書の写し  
⑥使用印鑑届け(原本)  
⑦印鑑証明書(写し)  
⑧商業登記簿謄本(法人の場合のみ:写し)  
⑨建設業許可証明書(写し)  
⑩工事経歴書(経営事項審査申請時の書類:  
写し)  
⑪納税証明書(直前年度決算分:写し)

## 測量・建設コンサルタント等

### ○提出書類(必須提出書類)

※A4版ファイル綴じ(色指定-黄色)  
①一般競争(指名競争)入札参加資格審査  
申請書(様式1～3)  
②営業所一覧表  
③業態調書  
④技術者経歴書  
⑤委任状(支店等に権限を委任する場合に  
限る)  
⑥使用印鑑届け(原本)  
⑦印鑑証明書(写し)  
⑧商業登記簿謄本(法人の場合のみ:写し)  
⑨登録証明書等(写し)  
⑩測量等実績調書(写し)  
⑪納税証明書(直前年度決算分:写し)

## 物品製造等

### ○提出書類(必須提出書類)

※A4版ファイル綴じ(色指定-赤色)  
①一般競争(指名競争)入札参加資格審査  
申請書(様式1～3)  
②営業所一覧表  
③委任状(支店等に権限を委任する場合に  
限る)  
④使用印鑑届け(原本)  
⑤印鑑証明書(写し)  
⑥商業登記簿謄本(法人の場合のみ:写し)  
⑦納税証明書(直前年度決算分:写し)

## 納税証明書について

### 1. 国税(消費税及び地方消費税を含む)

- ・法人の場合…納税証明書「その3の3」
- ・個人の場合…納税証明書「その3の2」

### 2. 都道府県税

「都道府県税について未納のない証明」  
でも可

### 3. 市区町村税

「市区町村税について未納のない証明」  
でも可

### 4. その他(天川村内業者のみ)

天川村に住所を有している役員で村に納  
めるべき税の滞納がない証明

## 国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入し、国民年金保険料を納付しなければなりません。

しかし、ご本人の所得が一定額以下の場合は、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用できます。

対象となる人は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

〈前年所得のめやす〉

**128万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除等**

ただし、学生納付特例期間は年金額に反映されないことから、将来受け取る年金額を増額するためにも、後から納付（追納）することをお勧めします。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までの1年間となります。承認を受けた次の年度も在学予定である場合は4月はじめに再申請の用紙が届きます。引き続き学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入の上、年金事務所へご返送ください。

※学生納付特例の承認を受けた方が、承認期間の途中で、退学等の理由により学生でなくなった時は、届出が必要です。

### 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう！！

令和7年4月分から令和8年3月分までの保険料は、月額17,510円です。

保険料の納付期限は納付対象月の翌月末日（例えば4月分は5月末まで）です。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけではなく、納付義務のある方の財産が差し押さえられる場合がありますので、納期期限までに納付をお願いいたします。

※納税義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

■ 住民課 国民年金係 ☎ 63-0321（内線163）



# 保健事業のお知らせ

## 個別がん検診のお知らせ

個別に医療機関に受診していただく『個別がん検診』の受付が6月から開始します。

受診を希望される方は、専用の受診票をお渡ししますので2月27日(金)までにほほえみポート天川内健康福祉課までお申し込みください。

	胃内視鏡検診(胃カメラ)	乳がん検診	子宮がん検診
対象 (天川村民に限る)	50歳以上の方 <b>定員に達したため受付終了</b>	40歳以上の女性	20歳以上の女性
受診間隔		2年に1度	毎年
受診会場	南奈良総合医療センター	南奈良総合医療センター 鎌田医院	県内検診実施医療機関
自己負担	2,500円	1,500円	2,000円

●乳がん検診・子宮がん検診につきましては、下記の生年月日に当てはまる方は令和7年度の個人負担が無料となります。

### 乳がん検診

40歳 昭和59年4月2日～昭和60年4月1日  
45歳 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日  
50歳 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日  
55歳 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日  
60歳 昭和39年4月2日～昭和40年4月1日

### 子宮がん検診

20歳 平成16年4月2日～平成17年4月1日  
25歳 平成11年4月2日～平成12年4月1日  
30歳 平成6年4月2日～平成7年4月1日  
35歳 平成元年4月2日～平成2年4月1日  
40歳 昭和59年4月2日～昭和60年4月1日

## がんの早期発見のため精密検査を受けましょう！

がん検診は受けるだけでなく、受けた後が肝心です。がん検診の結果が精密検査となっている方は、すでに受診をお済でしょうか。がん検診は『がんの早期発見』を目的としています。要精密検査となった方は、詳しい検査が必要ですので、結果をそのままにしておらず、必ず医療機関にて精密検査を受けましょう。



## はたちの献血 キャンペーン

### はたちの献血キャンペーン：1月1日～2月28日

冬季は血液が不足します。近年は特に献血者の減少がみられ、冬場の血液不足は深刻になっています。そこで、はたちを迎える若い方を中心に献血のご協力をお願いしています。奈良県では常に血液が不足しており、近隣の府県に血液を頼んでいるような状況です。血液は、一刻をあらそう患者さんの命をつなぎます。現在の科学では、人工的に血液を造ることはできません。みなさんの善意のご協力が、現代の医学を支え、命をささえています。



どうぞよろしくお願いします。

## 冬に流行する感染症にご注意を！！

冬の乾燥と気温は、細菌やウイルスが好む環境であり、感染力が強くなります。この季節はインフルエンザに限らず、新型コロナウイルス感染症やノロウイルスといった感染性胃腸炎などの病気が流行しやすい季節です。



### 感染予防をして、自分自身の健康を守りましょう。

- 手洗い（ウイルスを持ち込まないよう、帰宅後は手洗いをしましょう）
- 正しくマスクを着用しましょう
- 定期的に換気をしましょう（窓を数分間程度前回にして十分な換気をしましょう）
- 湿度40～60%を目安に保湿しましょう（加湿器や洗濯物を室内に干すなど）

また万が一かかってしまった場合でも、感染者自身の心遣いが、流行の拡大を防ぎます。ぜひ咳エチケットを実行してください。ご協力よろしくお願いします。

#### ★咳エチケット★

- ①咳がでたら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。
- ②マスクをもっていない場合には、ティッシュなどで鼻と口を覆い、他の人から顔をそむけて1m以上離れましょう。
- ③鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにごみ箱に捨てましょう。
- ④咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

## ～感染症を疑う症状がある場合～

- 診療所へ受診される場合は、必ず受診前に診療所受付へご連絡いただき、指示に従い受診してください。その際は、感染予防のため必ずマスクを着用してください。

## 心の健康相談のご案内

臨床心理士による心の健康相談会を開催します。一人で抱えている悩みのある方、気持ちがすっきりとせず不安のある方など、どなたにもお申込みいただけます。相談は無料で、個別相談となっておりますので、予約制です。相談を希望される方は、下記までお申込みください。相談の内容などの秘密は、固く守られます。この機会をぜひご利用ください。

開催日：2月2日（月）

会場：ほほえみポート天川

内容：個別相談（臨床心理士の先生お1人との相談となります。）

申込先：ほほえみポート天川 保健師まで ☎63-9110



ご不明な点につきましては、ほほえみポート天川内健康福祉課保健師までお問い合わせください。

連絡先 ☎63-9110

# ポート天川 1月の予定表



日	曜日	国 保 診 療 所		ほほえみ ポート 天川 保健事業	歯科診療所
		午 前 (受付 午前 8:30 ~11:00)	午 後 (受付 午後 1:30 ~3:30) (木曜日のみ午後2:00 ~3:30)		
16	金	診 察	診 察	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室	診 療
17	土	閉 館 日			
18	日	閉 館 日			
19	月	診 察	診 察		
20	火	診 察	検 査 日		診 療
21	水	診 察 1整形外科、2内科	検 査 日		診 療
22	木	休 診	診 察		
23	金	診 察	診 察	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室	診 療
24	土	閉 館 日			
25	日	閉 館 日			
26	月	診 察	診 察		
27	火	診 察	検 査 日		診 療
28	水	診 察 1整形外科、2内科	検 査 日		診 療
29	木	休 診	診 察		
30	金	診 察	診 察	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室	診 療
31	土	閉 館 日			

見える所に貼り、ご活用ください。

# 国保診療所・ほほえみ

日	曜日	国 保 診 療 所		ほほえみ ポート 天川 保健事業	歯科診療所
		午 前 (受付 午前 8:30 ~11:00)	午 後 (受付 午後 1:30 ~3:30) (木曜日のみ午後 2:00 ~3:30)		
1	木		閉 館 日		
2	金		閉 館 日		
3	土		閉 館 日		
4	日		閉 館 日		
5	月	診 察	診 察		
6	火	診 察	検査日		診 療
7	水	診 察 1整形外科、2内科	検査日		診 療
8	木	休 診	診 察		
9	金	診 察	診 察	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室	診 療
10	土		閉 館 日		
11	日		閉 館 日		
12	月		閉 館 日		
13	火	診 察	検査日		診 療
14	水	診 察 1整形外科、2内科	検査日		診 療
15	木	休 診	診 察		

\* 医師不在時は投薬できません。薬の切れる方は早めに受診してください。

\* 整形外科診療は水曜の午前のみです。

**\*診察を受けずに投薬はできません。**

\* 歯科診療所は予約優先となっています。受診時は事前にご連絡ください(☎63-0126)

令和7年第4回天川村議会定例会を12月8日に招集しました。8日の開会日に提出議案について説明し、9日・10日に各常任委員会に付託された議案について審議され、11日に全件可決され、閉会しました。

## ●議案

議案番号	件 名	内 容	議決結果
議案 第44号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	非常勤の特別職の職員にかかる報酬額について、適正な水準へ引き上げる改正	可決
議案 第45号	令和7年度天川村一般会計補正予算(第3号)について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務費：下和田地区に新設する携帯電話基地局の工事請負費などの増額</li> <li>・商工費：洞川温泉源泉配湯設備改修負担金などの増額</li> <li>・土木費：村道南日裏坪内線道路改良工事などの増額ほか</li> </ul>	可決
議案 第46号	令和7年度天川村介護保険特別会計補正予算(第2号)について	電算システムの令和7年税制改正作業委託料の増額	可決
議案 第47号	令和7年度天川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	健康診査委託料の増額	可決
議案 第48号	令和7年度天川村下水道事業会計補正予算(第2号)について	企業債利息の増額	可決
議案 第49号	令和7年度天川村簡易水道事業会計補正予算(第1号)について	洞川地区簡易水道施設整備工事費の増額	可決
発議 第2号	天川村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について	議員報酬について、適正な水準へ引き上げる改正	可決

## ●一般質問

質問・答弁につきましては総務課広報係において要約し校正をおこなっております。

詳しくは、別途発行されます議会だよりをご覧ください。

議員名	山端 聰	質問内容	村民が必要な支援につながる仕組みづくり
質問要旨			<p>本村では、高齢化率が非常に高く、単身高齢者や支え手の少ない世帯が増加しております。こうした中で、年末の介護サービス休止により生活に支障をきたす事例や、急な体調不良・術後など、による一時的な支援が必要な場面で制度上の制約によりサービスが利用出来ない、また選択できない事例が生じています。</p> <p>相談をしても「窓口が違う」「制度上対応できない」といった回答しか得られず、どこにも相談できずに困りごとを抱え込んでしまう村民の声が実際に届いています。結果として、誰にも頼れず、課題を1人で解決せざるを得ない状況が生まれます。</p> <p>子どもについても同様です。発達上の不安があり支援を必要とするにもかかわらず制度対象には該当しないお子さんについては、利用出来る支援が限られています。支援資源が少ない本村においては、相談先が見つからないまま保護者が孤立してしまうケースが少なくありません。</p> <p>このように、制度の狭間に置かれた村民の声や支援ニーズを、村としてどこで受け止め、どのように支えていかれるのか。</p> <p>村民が安心して「助けて」と言える地域であり続けるために、村長のお考えをお伺いします。</p>
村長答弁			<p>単身高齢者や支え手の少ない世帯が増加する中で、年末など介護サービスが休止する期間や、急な体調不良など突発的な生活課題が生じた際に、制度上十分な支援につながらず日常生活に支障が出る事例があるのではないか、というご質問にお答えいたします。</p> <p>議員のおっしゃるとおり、年末年始などの長期休暇には、デイサービスや訪問介護が休業するため、全国的に介護サービスの利用が難しくなります。このような状況では、利用者ご本人だけでなく、ご家族も生活に不安を抱えることが想定されます。</p> <p>しかしながら本村では、こうした事態が起きないよう、日頃からケアマネジメントの段階で、デイサービスや訪問介護の休止期間を見据えた事前調整を行っております。ケアマネージャーをはじめ関係支援者間で、本人・家族との相談内容や連絡体制を共有し、利用者が困らないよう対応しているところでございます。</p> <p>次に、「相談しても窓口が違う、制度では対応できないと言われ、相談先を失うケースがあるのではないか」というご指摘についてでございます。</p> <p>本村では、こうした事態が起きないよう、担当部署間での情報共有と連携を常日頃から徹底して行き、まず相談を丁寧に受け止めることを基本姿勢とし、その後、担当部署や関係機関と連携しながら支援策を検討し、責任を持って対応する体制を目指して参ります。</p> <p>続いて、発達支援に関する課題、とりわけ「診断には至らないが、支援が必要と考えられる児童」について、制度上支援につながりにくい現状や保護者の孤立が懸念される点についてお答えいたします。</p> <p>本村では児童数が少ないとことから、学校現場においては児童に目が行き届いた体制を確保しております。また医学的診断の有無にかかわらず、支援が必要な児童については、保護者からの相談に丁寧に対応しているところです。</p> <p>来年1月の3学期からは、診断の有無を問わず利用できる「通級指導体制」を義務教育学校に導入し、制度対象には該当しないお子さんの発達支援を実施して参ります。このことから義務教育学校の中で制度の狭間に発達に特化した支援を受けることができないといった課題点が解消され、保護者の不安の解消にも繋がってくるのではないかと考えております。</p> <p>また教育面のみならず、心身が急激に成長する中学生までの時期において、脳の機能、運動発達、感覚統合など発達上の困りごとに寄り添い、医学的な知見からの支援策にも取り組んで参りたいと考えております。</p>

村長 答弁	<p>最後に、恐らく議員のご質問の趣旨は、様々な視点の相談に応えられる「重層的な相談体制」が必要ではないか、という点であると理解しております。</p> <p>本村では既に、それに近い体制を整えておりますが、改善を積み重ね、今後も村民の声を丁寧に受け止めながら、教育、福祉分野はもとより、村民の声に耳を傾け、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向け、支援体制の充実と強化に努めてまいります。</p>
答弁 への 返答	<p>丁寧なご回答、ありがとうございました。</p> <p>村長もお察しのとおり、分野を超えた包括的な支援体制は国が目指す地域共生社会の更なる展開に向けて平成29年社会福祉法改正によって全市町村に対して包括的な支援体制の整備を努力義務化するほか、令和2年社会福祉法改正によって重層的支援体制整備事業を創設するなどの取り組みが進められております。</p> <p>本村においては、職員同士の顔が見える関係性が強いので、そのあたり密に連携が取られているので、一定の体制は整っていると私も認識しております。</p> <p>しかしながら、政策として国が求めている方向性を踏まえつつ、天川村に適した形として発展させていくことが重要であるため、今回のご答弁で本村にとって必要であるという明確な方向性を示していただいたことで、大変心強く受け止めております。</p> <p>また、介護サービスにつきましては、在宅と施設でケアマネージャーが異なるところから、都市部では利用者の調整が難しい傾向にありますが、本村におきましては日頃からケアマネージャー同士の顔が見える関係性が構築されていると理解しています。</p> <p>必要に応じて双方が協力しながら支援を行う取り組みについても、合わせて申し上げたいと思います。</p> <p>そして、何より大切なのはいざ困ったときにすぐに人に繋がれることであり、天川村は顔が見える関係性、住民同士の距離が近いことが大きな強みと思っております。</p> <p>しかし、人口減少による繋がりの希薄化は家族や親族のみならず、地域や職場にも広がって支え合いの基盤も弱くなっていると感じています。</p> <p>これまで以上に繋がりを強化するためにも、役場や支援機関の職員が地域に入り込み、村民にとって身近な存在であり続けることが大事だと考えております。</p> <p>最近では知らない職員が増えたという声もよく聞かれております。研修をしていただくことももちろん大切なことですけれども、まずは挨拶を丁寧に交わすところから顔の見える関係づくりを行政自らが実践されることを強く求めたいと思います。</p> <p>制度面、体制面の整備と合わせて、人と人との繋がりが大切な行政運営を引き続きお願い申し上げます。</p> <p>以上、申し述べましたとおり、確認すべき点は尽くされたと考えますので、以上をもって私の一般質問を終わります。</p>

議員名	錢谷欣吾	質問内容	大原山遊歩道の整備
質問 要旨			<p>天川村の観光客数も100万人に迫る勢いの年でした。</p> <p>車の大渋滞、地区の協力にて駐車場確保。目的地に到着後、参拝、ハイキング等々癒しの空間で過ごしていく訳ですが、参拝道、遊歩道の整備は大丈夫でしょうか。</p> <p>村には主たる参拝道としては、山上ヶ岳、稻村ヶ岳、弥山、観音峰等々有りますが、道は其なりに整備されています。</p> <p>遊歩道は、みたらい遊歩道、古道すずかけの道、洞川自然研究路があり、ハイカー、林間学校の児童達の利用が見られます。貴重な観光財源となっています。</p> <p>籠山仏棚大師参拝道にある紫流の滝は、道の整備によっては、西部地区の活力源になると思います。</p> <p>山上ヶ岳参拝道は、村の補助を受けながら、洞川区、財産区、観光協会がセルフ整備をしています。</p> <p>洞川自然研究路は、面不動鍾乳洞→かりがね橋→展望台→大原山→山上ヶ岳登山口迄の遊歩道であり、5月～9月は林間学校が利用しています。大原山の道や避難小屋も非常に荒れています。</p> <p>利用者の安心・安全の面からも、整備が急務では無いでしょうか。</p> <p>洞川区、財産区、観光協会から要望が出ていましたら、安全道整備の採択を要望致します。</p>

質問 要旨	<p>今一つ、大原山から高山の遊歩道新設、高山頂上開発、新観光スポットを作る。自問自答の質問に成り、申し訳ありません。</p> <p>将来を見据えた、村長のご意見を宜しくお願ひ致します。</p>
村長 答弁	<p>本村は自然が魅力の観光地であり、大原山の遊歩道を含む「洞川自然研究路」のほか、「みたらし遊歩道」や「坪内周遊道」、また、一昨年から地元団体で道普請（みちぶしん）を行っていただいている「すずかけの道」など、複数の遊歩道があります。これらは自然を満喫していただくという観点では貴重な観光資源であります。観光客の安全を第一に、発展的な視点で計画的に補修や整備を実施していかなくてはならないと考えます。</p> <p>遊歩道全体でみると、「みたらし遊歩道」は一昨年から南角入口付近の整備を進めており、今年で3年目となります。</p> <p>「坪内周遊道」は昨年、舟岡橋からテラスにかけて整備を行いました。</p> <p>「すずかけの道」は一昨年から地元団体がボランティアで道普請を行っていただいており、今年度、村で案内看板の設置を行う予定であります。</p> <p>「洞川自然研究路」につきましても、かりがね橋の長寿命化や法面の補修、面不動鍾乳洞付近の治山事業など、緊急度の高いところから対策を講じておるところでございます。</p> <p>さて、議員のご質問にありました大原山の遊歩道は、昭和51年から58年にかけて整備された洞川自然研究路の一部であり、現在多くの観光客や、林間学校の児童生徒らに利用され、地域の自然や文化に触れる貴重な場となっています。</p> <p>しかし、整備から半世紀近くが経過し、路面の劣化や段差、法面の崩壊など、補修が必要な箇所が多数確認されているため、利用者の安全を最優先に、現状把握と必要な対策の検討を進めていかなければならないと考えています。</p> <p>特に、大原山の山頂付近の展望台及び、そこまでの遊歩道については、管理不足が顕著で、現地調査結果からも、展望台の床には穴が開いており、遊歩道も崩壊しているため、現在は立入禁止しております。遊歩道全体で見ても、利用者が安心して通行できることを第一に、改めて現状を整理したうえで、修繕・補修をして参ります。</p> <p>また、洞川自然研究路は、国立公園内にあたりますので、環境省や奈良県景観自然環境課とも協議しながら、必要に応じ大がかりな整備をしていかなくてはならないことも考えられます。いずれにしましても、観光客の安全を第一に捉え、計画的に財源をあてながら整備して参りたいと考えます。</p> <p>村としましては、利用者が安心して散策できる環境を維持することが重要であると認識しており、引き続き現地状況の確認を行いながら、段階的に必要な修繕や整備を行ってまいります。</p>

議員名	水口大介	質問内容 ①観光客増加に伴う対策等について
質問 要旨		<p>今年一年を振り返りますと、推定ではありますが100万人近い観光客の方が来村されたと思います。</p> <p>大変喜ばしい反面、人口も減少していく中、このようなことが続きますと、ゴミ、トイレ、警備、インフラ維持費等、村民の負担が大きくなっていくと考えます。</p> <p>このような問題で村長はどの様なお考えかお聞かせください。</p>
村長 答弁		<p>議員ご指摘のとおり、本村を訪れる観光客は年々増加しております。特に昨年の観光入り込み総数は約854,148人で、前年比9.8%の増加となりました。今年4月から統計を開始している天川村総合案内所の防犯カメラによる流入車両数では、8月21日時点では220,029台を記録しており、年間では約26万台の観光客車両が来村するものと推計されます。これらの数字から、年間100万人超の観光客が訪れていると推察されます。</p> <p>観光客の増加に伴い、他方で交通渋滞やトイレ・ごみ問題、さらには観光客対応に係る人手不足などが顕在化しており、観光事業者並びに村民の皆様からは負担感を訴える声も寄せられています。観光産業を軸とした地域経済が広がっている一方で、こうした諸課題については、関係機関と連携しながら、順次改善を図っていかなくてはならないと考えています。</p>

	<p>まず交通渋滞についてですが、昨年4月に収容台数180台の洞川温泉ビジターセンターをオープンさせ、お盆など混雑が予測される時期には、地元観光協会と連携し、有料臨時駐車場を開設するなど、完全ではありませんが一定の効果が出ております。とりわけ、今年度は、洞川財産区や龍泉寺とも協議の上、無料駐車場をなくしたところ、渋滞の緩和に大きな効果がみられました。また、中央地区、みたらい渓谷周辺につきましては、役場駐車場の観光客利用をお断りし、夏期の土日を中心に警備委託費として2,409,000円、延146人の警備員を配置し、渋滞混雑緩和を図っております。</p> <p>ゴミの問題に関しては、本村からのゴミ排出量で見ますと、令和6年度の燃焼ゴミは、年間392トン排出しており、そのうち5月から11月までの観光シーズンは月平均38.47トン、12月から4月までの月平均は26.88トンであり、観光シーズンの方が月平均12トンあまり燃焼ゴミの量が多くなっています。もちろん、全てが観光客の出すゴミとはいえないが、観光客が増えるにつれ、排出されるゴミの量は増えるという傾向にあるといえます。</p> <p>また、公衆便所に関しては、本村では自然環境を守り、自然を楽しんでいただく観光客の利便性を良くすることを目的に、村内18箇所、おおむね5キロごとに公衆便所を設置しております。これだけ多くの公衆便所を設置している自治体は、奈良県でも他に例はありません。一方で、維持管理費として消耗品や電気代、汲み取り料など年間427万円の費用がかかっております。景観美化や環境保全には相応の財源が必要となります。美しい川、山、水、ゴミの落ちていない道路・河川、これらは本村の魅力、財産であり、守っていくべきものであると思います。よって、税収の一部がこういった部分にあたる訳ですが、これは観光地として必要な投資であると認識しております。</p> <p>まとめますと、村民の皆さまの生活環境を守りながら観光地としての利便性を高めるためにも、観光客の消費を促す仕組みづくりが重要であると捉えています。「観光客が地域で消費すること」が最も効果的な対策であると考えます。例えば、年間100万人の観光客が1人あたり平均1,000円を消費すれば、10億円規模の経済効果となります。その消費を地域に循環させ、地域経済の活性化に資する取り組みを今後も推進してまいります。</p>
質問内容	②法定外目的税の導入について
質問要旨	<p>例えば近隣高野町では、人口2,600人の町に、年間150万人の観光客が訪れるによって、オーバーツーリズム対策として、法定外税の導入を検討されております。</p> <p>しかしながら天川村で法定外税を徴収するとなると、その税の対象、徴収の方法等様々な問題が出てくるかと思われます。</p> <p>私は来て頂いた観光客から徴税するという考えよりも、観光客の方が自らお金を使って頂けるような方法として、今後村内で飲食店、駐車場、宿泊施設等観光も含め幅広く事業する方への支援ができるようなかたちづくりをできないかと考えておりますが、どうでしょうか。</p>
村長答弁	<p>法定外目的税としましては、本村では入湯税を導入しておりますが、これは源泉施設の維持管理や観光振興、消防・防災設備の整備などの財源として使わせていただいております。</p> <p>ご質問にありました、高野町で検討されている法定外税は、宿泊税であると思うが、全国の観光地では、オーバーツーリズム対策として導入する自治体が増えていると承知しております。</p> <p>宿泊税は、観光客への対応を図る、観光関連インフラ整備のための財源確保と、集中するインバウンド需要などを一定程度抑制する目的で導入するものですが、導入までにはその目的について村内観光事業者及び観光客に対して広く周知を行い、十分に趣旨をご理解いただいたうえで進めていくべきものであり、議員ご指摘のとおり直ちに行えるものではありません。</p> <p>そこで、まずは観光施設、宿泊、飲食、駐車場等々において観光消費額を高めていくことが最も効果のある対策であると考えます。</p>

村長 答弁	<p>具体的には、飲食店等の規模拡大及び新規出店の支援としては、中小企業庁が所管する各種補助金があり、これは天川村商工会が申請窓口になりますが、今年度では、小規模事業者持続化補助金の一般枠で9件、創業支援枠で5件、同じく事業継承・引継ぎ補助金では2件、また観光庁の観光産業再生促進事業では4件の申請があがっており、少なからず効果が出ているものと捉えています。</p> <p>しかしながら、こういった制度は毎年改変があり、また補助要件も複雑なものが多く、広く村民に周知されにくい側面があります。村では、こういった支援を横断的にサポートする創業支援窓口を企画観光課内に設置することを考えております。村民はもとより、移住希望者も含めてしっかりと支援して参るとともに、観光施設や宿泊施設を営む皆様、あるいは本村に魅力を感じ新たに創業されようとする皆様が事業継続や設備投資などに前向きに取り組んでいただくためにも、それを支える仕組みを構築する必要があると考えます。</p> <p>いずれにしましても、観光地として注目を集めている今こそ、持続的に収益を上げられる仕組みづくりが求められる訳であります。議員のご意見を尊重し、スピード感をもって取り組んで参りたいと思うところでございます。</p> <p>現実的な考え方として、観光面からの課税という発想がありますが、簡単そうで難しいものと思います。水口議員の質問にありました、「一步踏み込んで観光産業を推進させ、それによる税の増収を見込む」という考え方には、持続的な観光産業を目指す本村にとって最も重要、かつ肝心な所と私も考えており、議員質問に共感するところです。</p>
答弁 への 返答	<p>観光客の増加は、村にとっても、村民にとっても、チャンスととらえられる様、行政、村民一体となって、観光客の方に満足して頂ける村づくりをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。</p>

## ●関連質問

議員名	今西 勉	質問内容	県道高野天川線の維持管理について 山西地区公衆トイレの水問題の解決について
質問 要旨		<p>県道高野天川線の維持管理についてです。</p> <p>年間を通して道の草刈りもされていない地域もございます。また崩土がそのままという箇所もございます。特に目立つのが広瀬地区から塩野地区の間です。</p> <p>村長から県の方にしっかりと要望していただきたいと思います。</p> <p>またトイレの問題について、山西地区の公衆トイレが水の問題で現在使えない状態です。企画観光課長におかれましては早急に解決していただきたい。紅葉のシーズンに公衆トイレがまったく使えなかったのは、大変残念な話です。</p> <p>その点よろしくお願ひします。</p>	
村長 答弁		<p>県道につきましては県当局、道路整備につきましては国交省に、常々要望を行っているところです。</p> <p>奈良県ではリフレッシュ工事といたしまして、路面の区画線や草刈りなどを中心に大変熱を入れていると聞いているわけですが、西部地域においては斜面の草刈りなど道路整備が進んでいないことは、改めて県の方に申し上げていきたいと思っております。</p> <p>公衆トイレについて、議員がおっしゃられるように水だけの問題です。臨時のタンクを置くなどすれば解消できる問題だろうと思ひますので、すぐに対応して参りたいと思います。</p>	
答弁 への 返答		<p>道路については新しい拡張工事もどんどん進んでいる状況でございますが、維持管理についても今一度県に要望いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>公衆トイレの方も、よろしくお願ひ致します。</p> <p>これで質問を終わります。</p>	



## 文化財防火デー

1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和24年）にあたることから「文化財防火デー」と定められています。

この日を中心として文化財を火災・震災その他の災害から守るために全国的に文化財防火運動が展開されています。

文化財は、たくさんの工夫と努力によって幾多の世代を超えて伝えられ今も引き継がれています。このような文化財は、関係者の努力だけでなく、住民一人ひとりが文化財を火災等の災害から守るための日常の心配りを積み重ねていくことが必要です。皆さんで協力して、大切な文化財を火災から守りましょう。

### 火災・救急は119

### 付いていますか？住宅用火災警報器

問 奈良県広域消防組合  
下市消防署・天川分署  
<http://www.naraksk119.jp/>



## 奈良県医師会の学術部会が 行う健康相談のお知らせ

お気軽にご利用ください。なお、健康相談は無料相談のみで、診療・検査等は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

### 目に関する健康相談（眼科医会）

1月13日(火) 午後2時～3時  
予約必要 ※受付締切 1月8日(木)

### 精神科に関する健康相談（精神・経科部会）

1月13日(火) 午後3時～4時  
予約必要 ※受付締切 1月6日(火)

### 内科疾患に関する健康相談（内科部会）

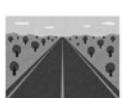
1月21日(水) 午後1時30分～2時30分  
予約必要 ※受付締切 1月20日(火)

所 奈良県医師会館・1階

県民健康サービス室

(近鉄大和八木駅から北へ徒歩7分)

問 〒634-8502 橿原市内膳町5-5-8  
奈良県医師会各主催部会  
☎0744-22-8502



＼令和8年9月1日から／

## 生活道路における法定速度が引き下げられます

令和8年9月1日施行の改正道路交通法施行令により、生活道路における自動車の法定速度が30km/hに引き下げられます。

### ●生活道路とは

主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

### ●道路標識等により最高速度が指定されている道路

中央線などがない道路でも、速度規制標識が設置されている道路では、その速度が最高速度となります。（例：40km/hの規制標識がある道路の最高速度は40km/h）

決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などに応じて安全な速度で運転しましょう。

### ●引き続き自動車の法定速度が60km/hの道路

- (1) 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- (2) 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- (3) 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- (4) 自動車専用道路

問 奈良県警察本部 交通部 交通規制課  
☎0742-23-0110 (代表)

# 吉野税務署からのお知らせ

令和7年分 所得税及び復興特別所得税・贈与税  
の確定申告は、3月16日(月)までです

確定申告会場は、大変混雑します。 ご自宅等から

スマホ・パソコンによる e-Tax をご利用ください！

自宅等からのe-Taxの手順！――

STEP

1 「国税庁ホームページ」へアクセス

STEP

2 申告書を作成

- ・税務署に行く手間と時間がかかりません
- ・確定申告期間中は24時間いつでも利用OK

確定申告



スマホ申告は  
ここからスタート



- ・画面の案内に沿って入力すれば、税額などが自動計算され簡単に作成できます



STEP

3 「国税庁ホームページ」からe-Taxで送信 (e-Taxの送信方法は2通り)

マイナンバーカード方式 

①マイナンバーカード



②マイナンバーカード  
読み取対応のスマホ



全国で408万人が  
自宅等からスマホで  
申告しています

※パソコンの場合、ICカードリーダライドでも可

マイナンバーカードをお持ちでない方は…

ID・パスワード方式

- ①ID (利用者識別番号)
- ②パスワード (暗証番号)

※ 令和7年10月1日以降、ID・パスワードの新規発行が停止されました。

「ID・パスワード方式の届出完了通知」を確認

なお、すでに届出されたID・パスワードを発行

されている方は、引き続き利用することができます。

ID・PWが目印

ID・パスワード方式に対応した  
ID・パスワード

印刷して郵送等で提出も可能です  → 

## 吉野税務署で確定申告の申告相談等を希望される方

- 確定申告会場の開設期間は、2月16日(月)から3月16日(月)までです(土・日・祝日を除く)。
- 相談受付時間は、15時までになります(前年より相談受付の締切時間が1時間早くなっていますので、ご注意ください。また、混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります)。
- 入場には、「入場整理券」が必要です(LINEでの事前発行が便利です。)。

### 《申告書等の作成について》

- 会場では、原則スマートフォンを利用した申告書の作成をさせていただきます。
- 持ち物として、ご自身の『スマートフォン』と『マイナンバーカード』に加え、右図を参考に『マイナンバーカード取得時に設定した暗証番号(4桁・6桁以上)』を必ずご持参ください(カードを取得している方のみ)。
- パソコンによる申告希望の方は、長時間お待ちいただく場合があります。

暗証番号は、電子証明書とともに、アプロードに記載されており、それだけで仕組みを操作することができるようになります。ご記入いただき、大切に保管していただきましょう。操作は簡単です。

また、暗証番号を設定することによって、第三者のなりすましを防いでいます。暗証番号は、他人に見られると簡単に操作されてしまうことがあります。

なお、暗証番号は、入力を連続して3回(署名用電子証明書は5回)間違えるとロックされ、その場合の際はお越しいただいて暗証番号の再設定を行なう必要がありますのでご注意ください。

①署名用電子証明書暗証番号	②利用者証明用電子証明書暗証番号	③住民基本台帳用暗証番号	④参事課入力扶助用暗証番号
英数字6桁以上(英字は大文字)	数字4桁	※カード受取り時にご本人が設定	

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください

「土地や建物等の譲渡所得」、「金地金などの総合譲渡」、「山林所得」、「贈与税」の相談は、専門の担当者が従事している「指定日」での対応となりますので、以下の日付にお越しください。

上記開設期間中の2/16(月)、17(火)、24(火)、25(水)、26(木)、3/9(月)、10(火)、11(水)、12(木)、13(金)、16(月)



## 自衛官募集のお知らせ

### ■自衛官候補生

#### 1 応募資格

18歳以上33歳未満

※但し32歳の者にあっては、採用予定月の末日現在において33歳に達していない者

#### 2 受付期間

年間を通じて受け付け

#### 3 試験科目

筆記試験、口述試験、適正検査、身体検査及び総歴評定

※総歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するものです。

#### 4 試験日程

受付時にお知らせします。

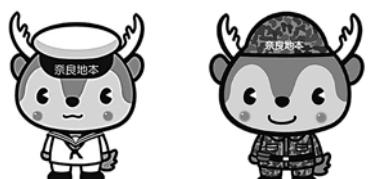
#### 5 合格発表

試験時にお知らせします。

#### 6 入隊時期

採用予定通知書でお知らせします。

**問** 自衛隊奈良地方協力本部  
五條地域事務所  
☎0747-22-3789



## 奈良県就職支援サイト 「ジョブなら net」

「ジョブなら net」は県内での就職を希望する求職者と県内企業とのマッチングを支援する県の就職支援サイトです。

会員登録は無料です。

県内で働きたい求職者の方、また人材募集をしたい県内企業・事業所の皆さんご利用をお待ちしています。

**問** 奈良県奈良しごと i センター

奈良市西木辻町93-6

エルトピア奈良 1 階

☎0742-23-5729

FAX0742-23-5757

<https://www.job-nara.pref.nara.jp/>



## ハロートレーニング (公的職業訓練)のご案内

ハロートレーニング(公的職業訓練)をご存じでしょうか。原則受講料無料で受講できる職業訓練で、希望される仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得できます。就職へのサポートもハローワークが行います。

パソコン操作やWEBデザイン、介護、美容、ものづくりなど様々なコースがあります。募集中のコースは奈良労働局HPをご確認ください。

### ●募集中のコース

[https://jsite.mhlw.go.jp/nara-rooudoukyoku/riyousha\\_mokuteki\\_menu/kyushokuchu/\\_120079.html](https://jsite.mhlw.go.jp/nara-rooudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/kyushokuchu/_120079.html)



**申** ハローワーク

下市公共職業安定所  
求人・職業相談部門

☎0747-52-3867

# 第3回 きずなサロン

11月10日（月）第3回きずなサロンを開催しました。

今年度は、洞川へ「いちご狩り」に行きました。洞川で栽培するいちごは、「四季なりいちご」といって春から秋にかけて収穫ができる酸味と甘味のバランスがとれたいちごです。販売用いちごの収穫時期が終わった今、いちご狩りができるので今回はみんなでいちご狩りを体験しました。



爽やかで甘い香りに誘導され、それぞれ与えられたパックからこぼれ落ちそうになるほど収穫しました。

収穫したいちごを食べてみると信じられないくらいの甘さが口いっぱいに広がりました。参加者の皆さんも甘さに感動し、パッ



今回のいちご狩りの品種は「ペチカほのか」といって北海道で生まれたいちごで、甘みが強く香りが高くてみずみずしいのが特徴です。夏から秋（7月～11月頃）に収穫できる希少な品種としても有名で、冷涼な天川村に適した「夏いちご」です。

ハウスの中へ入ると、まだしっかりと実がなっており、爽やかな香りが漂っていました。



クに詰めたいちごと同じぐらいお腹の中にも詰め込みました。



# 天川小中学校だより

小中

## 未来の天川を創造する「ふるさと学習発表会」

天川小中学校の児童生徒による「ふるさと学習発表会」が開催されました。天川村について、前期課程の調べ学習から、後期課程の探究学習まで、それぞれの学年に応じた学びや体験、企画・提案がありました。保護者の皆さんや地域の方々にもご参加いただき、未来の天川を担う子どもたちの「天川への愛着と誇り」を感じさせる創造性豊かな取組をご覧いただくことができたように思います。学習にご協力いただいた村内各施設や団体の皆様に深く感謝を申し上げます。

### 『1ねん生のあきさがし』

学校の周りで見つけた秋を紹介しました。たくさんの発見と驚きがありました。

### 『天川たんけんたい』

天川村のいろいろな施設へ、すてきな人たちにお話を聞きに出かけました。

### 『天川のとくさん品』

天川の特産品「陀羅尼助」「いもばた」「トラフグ」についてインタビューを行いました。

### 『地球をゆたかに SDGs』 天川村の水と山について考える

SDGs 4つの目標を通して、天川について学び考えました。

### 『ズーム天川！！』

天河大辨財天社の秘密をさぐれ！

辯財天に祀られている神様や五十鈴について調べました。

### 『天川のジビエ』

獣害とジビエの関係について考えました。ジビエ肉を使った料理も思案中です。

### 『天川村の世代を繋ぐ「おかいさん」～7年生茶粥物語～』

伝統食を未来へ繋ぐ、新しいソウルフードを開発しました。

### 『商品開発物語』

6人の田舎者による天川活性化計画 X

御当地食材で村をアピールできる商品を生み出しました。

### 『植樹×食事イベント』 遂に企画・実施！

環境保全と観光を結びつけた植樹イベントを開催しました。



### 11月のごみ収集状況

燃焼	28.50 トン	前月比：	87.56%	前年同月比：	92.99%
資源	3.36 トン	前月比：	70.59%	前年同月比：	93.07%

不燃	1.30 トン	前月比：	89.04%	前年同月比：	75.58%
粗大	1.55 トン	前月比：	50.99%	前年同月比：	89.60%

### 村のうごき



人口 1,178人 (-1)



男 570人 (±0)



女 608人 (-1)



世帯数 632戸 (-1)

令和7年11月末日現在 ( ) 内は前月との比較